

(その2)

法人事業税課税免除申請書										
課税免除の要件	区分	旧復興特区法第37条第1項 旧復興特区法第39条第1項 旧復興特区法第40条第1項	事業内容①	金属製品製造業						
	新（増）設に係る対象施設等の所在地	37条:償却資産の取得 38条:開発研究資産 40条:再投資資産		福島市杉妻町2-16		付表1の施設等を設置する住所すべてを記入				
	新（増）設に係る対象施設等の種類			機械装置		付表1の施設等のうち、主要なものを記入				
	新（増）設に係る対象施設等を事業の用に供した年月日			7年 5月 10日						
	新（増）設に係る一の対象施設等を構成する減価償却資産の取得価額の合計額④			付表1の取得価額の合計		41,200,000		円		
課税免除申請額⑤	事業年度	7年 4月 1日から 8年 3月 31日まで		申告区分	確定 ・ 修正					
	第一号 所得金額	付表2の「福島県内分」の課税標準額、税額を記入。		税率	福島県内分 (ア)		左のうち課税免除等分 (イ)		〔参考〕 差引納付額 (ア) - (イ) (ウ)	
				課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	
		年400万円以下の金額		3.5 100	4,000,000	140,000	704,000	24,640	3,296,000	115,300
		年400万円を超え年800万円以下の金額		5.3 100	4,000,000	212,000	704,000	37,312	3,296,000	174,600
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額		7 100	2,808,000	196,560	494,000	34,580	2,314,000	161,900
	計			10,808,000	548,560	1,902,000	96,532	8,906,000	451,800	
	第二号 収入金額			100						
	第三号 収入金額	所得金額		100						
		収入金額		100						
合計				548,560		96,532		451,800		
前回までの計⑥										
差引額計 (⑤-⑥) ⑦										
上記の県税について、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたので、関係書類を添えて申請します。										
○年 ××月 ××日										
申請者		所在地		福島市杉妻町2-16						
法人の名称		福島県庁株式会社								
代表者氏名		税務 太郎								
(この申請に係る担当者の氏名)		経理課 税務 二郎								
電話		〇〇〇-×××-△△△△								
福島県 ◇◇ 地方振興局長										

添付書類

- 1 付表 1 固定資産明細書
- 2 付表 2 課税免除申請額の計算書
- 3 付表 3 課税免除の比率の計算書
- 4 課税免除に係る対象施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 5 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- 6 課税免除に係る東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（令和8年復興庁令第3号）の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号）第10条第3項に規定する指定書の写し
- 7 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 「区分」欄は、指定事業者又は指定法人に関する区分を丸で囲むこと。
- 2 ①欄は、指定書に記載された復興推進事業の内容を記載すること（例・・・水産食料品製造業、建築物整備事業等）。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、復興推進事業を行う事業所で事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物等を設置する住所を全て記載すること。
- 5 ③欄は、事業の用に供する新（増）設に係る対象施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 6 ④欄は、付表 1 の取得価額の合計額を記載すること。
- 7 ⑤欄は、次により記載すること。
 - (1) 「福島県内分(ア)」欄は、付表 2 の「福島県内分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表 2 の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表 2 を 2 以上添付するときは、その合計額を記載すること。
 - (3) 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあっては(ア)から(イ)を差し引いた額を記載し、税額にあっては課税標準額に税率を乗じて算出した額（それぞれの税率区分ごとに100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を記載すること。
- 8 ⑥⑦欄は、修正申告の場合についてのみ記載すること。